

# 市民参加実施予定シート

**予 定**  
平成27年2月1日時点

担当課( 予防課 )

## 1 市民参加の手続 実施予定について

通称	火災事故を踏まえた防火対策に関する条例の改正	市が考える 市民等への影響	・京都福知山花火大会の火災事故を踏まえた防火対策を義務付けることにより、屋外催しにおける類似火災の防止及び火災予防効果がある。 ・対象火気器具等を使用し、露店等を開設しようとする市民に対し、消防署への届出義務を課す。
名称	流山市火災予防条例の一部を改正する条例(案)		
概要	1 屋外催しの指定 (多数の者が集まる催しのうち、大規模な催しとして消防長が別に定める要件に該当するものを指定し「指定催し」とする) 2 屋外における催しの防火管理 (1の指定催しを主催する者に対し、防火担当者の選任、火災予防業務計画の作成等を義務付ける。) 3 対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届出 (多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設しようとする場合は、消防署に届出を義務付ける。) 4 罰則 (2の火災予防業務計画を提出しなかった者に対し、罰則を科す。)		

### (1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手続を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

### (2) 市民参加の手法について

市民参加の方法 (条例第6条第1項)				
	実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項
複数 実施	審議会等			左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由  (1) 手法を選択した理由について ・パブリックコメント 時間や場所等に拘束されず、意見表明ができるため、幅広い市民から意見聴取が可能と考えたため。 ・意見交換会 市民と市が直接意見交換が可能であり、率直な意見が聴取できると考えたため。  (2) 実施時期について ・パブリックコメント実施期間中に意見交換会を開催することで、改正案に対する意識が高まり、パブリックコメントへも意見を提出してみようという市民が増えるのではないかと考えた。
	パブリックコメント手続	9/2 - 10/1	火気器具等を使用し、露店等を開設しようとする市民	
	意見交換会	9/7	"	
	公聴会			
	政策提案制度			
その他				

### (3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成25年度		平成26年度												平成27年度	
4 - 9月	10月 - 3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4 - 9月	10月 - 3月
							←	→							
							パブリックコメント								
							←	→							
							意見交換会								

### 2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
市民参加の手法	平成27年2月1日	パブリックコメント手続の実施予定時期を変更			